

川崎市立橋高等学校全日制いじめ防止基本方針

1. 令和8年度 学校経営方針

育てたい生徒像及び育成したい資質・能力

I 育てたい生徒像 1. 幅広い知識と豊かな教養を養い、自立した人間として多様な人々と協働しながら、社会形成に参画できる生徒 2. 豊かな国際感覚と広い視野を培い、これからの地域・国際社会に主体的に寄与することのできる生徒 3. 豊かな人間性により、互いの人権を尊重し、協同友愛の精神にあふれる生徒
II 育成したい資質・能力 課題解決力 探究力 リーダーシップ コミュニケーション能力

中期経営目標（3年間）

◎探究力・課題解決力を育てる教科指導	◎進路を見据えた特別活動等の指導	◎豊かな心で社会貢献できる人材の育成	◎魅力ある学校づくり
--------------------	------------------	--------------------	------------

短期経営目標（今年度の重点目標）

○基礎・基本の定着に基づく、応用力・課題解決力・自己学習力・そして生きる力を備えた総合的な力の育成	○個々の進路を考えた進路指導・生徒指導・総合的な探究の時間・特別活動指導の充実及び生徒の主体性の育成	○人権尊重教育・道徳教育・共生教育等の推進と共に、SDGsの目標を通じた取組による豊かな心と社会貢献できる人材の育成	○地域とともにある学校として、信頼される学校づくりと活力あふれる教職員組織の構築
---	--	--	--

重点にかかる具体的な取り組み

① 主体的・対話的な学びを中心に捉え、BYADやICTの効果的な活用を通じて授業力向上に努める。 ② 指導と評価の一体化を図ることで、学びの質を高める。 ③ 探究的な学びを充実させ、生徒の内なる問いを引き出し、「生きる力」の育成につなげる。 ④ 授業時間数の確保と家庭学習の習慣化を図り、基礎学力の定着と向上を支援する。 ⑤ 学科の特色を活かし、教育課程に即した学びを丁寧に展開する。	① 多様な生徒への理解と、きめ細やかな支援により、規律ある学校生活への適応支援を図る。 ② 大学入試改革をはじめ社会の変化に対応できるよう、校内体制を整え、進路実現に向けた適切できめ細やかな進路指導を実施する。 ③ 生徒会活動・学校行事・部活動等の活性化により、生徒の主体性・協調性・リーダーシップの育成を図る。 ④ 総合的な探究の時間を充実させ、よりよい社会の実現に向けて、課題解決に主体的、創造的、協働的に取り組む態度と、自らの意見や考えを的確に表現する力を育成する。	① 自他を愛し、互いに理解しあう思いやりの心（共生）を育成する。 ② 人権尊重教育・道徳教育・共生教育に加え、防災教育、健康安全教育・主権者教育等の推進により、社会貢献できる人材の育成を図る。 ③ ユネスコスクールとしての理念を基盤に、持続可能な社会の創り手となる生徒の育成を目指す。 ④ スポーツ・国際・地域・異校種間交流を通して、豊かな心や社会性・コミュニケーション能力の育成を図る。	① これまで実施してきた教育課程を基盤とし、各教科・領域における指導内容や指導方法を相互に関連付けながら、学習の質の向上を図る。生徒の実態や社会の変化を踏まえ、教育課程の改善・充実を継続的に行うことで、より魅力ある学びを実現する。 ② 地域とともにある学校として、学校評価システムと学校運営協議会の活用を一層充実させ、保護者・地域との連携及び信頼づくりを推進する。 ③ 校務分掌、校内組織の効率化を図り、業務に専念できる環境を整える。 ④ 生徒・保護者・地域の信頼に応えるため、全ての教職員が連携、協働し、活力ある組織づくりに努める。 ⑤ 適正な学校事務・入学者選抜に的確かつ丁寧に対応する。
---	---	---	---

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上でのいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、¹教職員として人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育ていじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案にかかわりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施する。また状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行う。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対を守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、良くないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

- いじめを防ぐことができなかったことを見つめ直させ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成（いじめ防止対策会議委員会）】

○校長	○副校長	○教頭	○生徒指導部	○各学年主任
○スクールカウンセラー	○養護教諭	○対象生徒担任		

【いじめ防止対策の企画・運営】

- 学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・・・（教頭）
- いじめ防止対策年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部主任）
- いじめ防止指導研修会の企画・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部主任）
- いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部主任）
- 学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部主任）
- 定例職員会議において生徒情報報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任・担任）
- 人権尊重教育講演会の企画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部主任）
- 交通安全、インターネット、薬物乱用防止講演会の企画・・・・・・・・・・（生徒指導部主任）

【教育相談】

- 教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部主任）
 - 1 学年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 2 学年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 3 学年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- 生徒相談ポストの管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部）
- スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（養護教諭・生徒指導部担当）

【生徒・保護者・地域との連携】

- 生徒会本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒会担当）
- 生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部担当）
- 全体集会での指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部主任）
- 学年集会での指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年生徒指導部担当）
- PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部担当）
- 地域住民との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

【関係機関との連携】

- 警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部主任）
- 児童相談所等外部機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部主任）

7. 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・全体集会指導 ・長期休業中の生徒の情報収集 ・基本方針、重点目標の確認 ・構成員の確認、役割分担 ・年間指導計画確認 ・職員会議での既往症を含む生徒情報の共有化
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・学校生活アンケート集約について ・職員会議にて生徒情報の共有化
6	<p>【 生徒指導点検強化月間 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施 ・職員会議にて生徒情報の共有化 ・公開授業、懇談会の実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・生徒会行事 ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応方法等についての研修 ・面談月間の実施（教育相談含む） ・夏休み期間中の対応確認 ・職員会議にて生徒情報の共有化 ・全体集会指導
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・長期休業中の長欠生徒、気になる生徒の情報収集・家庭訪問 ・職員研修
9	<ul style="list-style-type: none"> ・全体集会指導 ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・長期休業中の生徒の情報収集 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・生徒会行事 ・職員会議にて生徒情報の共有化
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・面談月間の実施（教育相談含む） ・職員会議にて生徒情報の共有化
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・いじめ問題に係る点検及び取り組みについて ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・公開授業、懇談会の実施 ・職員会議にて生徒情報の共有化
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート集約について ・職員会議にて生徒情報の共有化 ・冬休み期間中の対応確認 ・全体集会指導
1	<ul style="list-style-type: none"> ・全体集会指導 ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・長期休業中の生徒の情報収集 ・第2回学校生活アンケート実施 ・今年度の反省学校評価への反映 ・職員会議にて生徒情報の共有化
2	<p>【 学校体制振り返り月間 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映 ・職員会議にて生徒情報の共有化
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・各学級の生徒情報に基づいた、人間関係を考慮した学級編成 ・職員会議にて生徒情報の共有化 ・春休み期間中の対応確認 ・全体集会指導

◎本校のいじめ防止に向けた取り組み

●職員会議での生徒情報の共有化

定例職員会議にて各学年主任および担任より、生徒情報を報告し学校全体で情報を共有する。

●毎週一度の定例学年会にて担任より生徒情報を報告し、情報の共有を図る。

●毎朝の職員打ち合わせ後に学年の打ち合わせを行い、学年内の生徒情報の共有を図る。

●全体指導・学年指導

年度始め、長期休業前後に全校生徒対象の集会を開き、休業中や学校生活についての指導の中で、いじめが卑劣な行為であることについて理解させる。

●生徒指導に関する職員研修の実施。

●面談月間（教育相談含む）の実施

7月、10月に面談月間を設け、生徒の学校生活についての悩み、学習等についての相談を受け、いじめの実態把握をする。

●生徒相談、学校カウンセラーとの連携

●公開授業の実施・保護者懇談会

6月、11月に公開授業と保護者を含めた懇談会を実施し、生徒一人ひとりの現状を保護者に

見てもらい、懇談会で情報交換を図る。

●学校生活アンケートの実施と情報共有・対応

6月、1月のアンケート結果を基に、学年ごとの話し合いを行い、その結果を全教員が共有し研修を行う。

●ボランティア清掃の実施

地域や校外での清掃活動の実施。

●生徒会活動の取り組み

7月、9月の生徒会主催行事を通して、生徒間のコミュニケーションの向上や、人間関係づくりの向上に繋げる。

●特別活動の取り組み

社会見学、視聴覚行事、修学旅行等宿泊行事を通して、生徒間のコミュニケーションの向上や、人間関係づくりの向上に繋げる。

●スクールカウンセラーの相談活動と気になる生徒についての学校巡回相談員との相談

●開かれた学校づくりを目指し、広く地域に施設を開放している。